

## 【注意事項】

1. 高校生は、トライアウトの前日までに、所属都道府県高等学校野球連盟に所属高校を通じて「プロ野球志望届」を提出する必要があります。

高校野球連盟所属の選手で未提出の方は、当日トライアウトを受験することができません。

2. 大学生は、トライアウトの前日までに、所属する大学野球連盟に「プロ野球志望届」を提出する必要があります。大学野球連盟所属の選手で未提出の方は、当日トライアウトを受験することができません。

3. 四国アイランドリーグ plus は既存の日本プロ野球機構(NPB)所属球団と同じ位置付けとなり、大学(短期大学を含む。以下同じ)、専修学校、各種学校、高等学校及び中学校を卒業又は中途退学し、新規に日本野球連盟所属(JABA)の社会人野球、クラブチームに選手登録した者は、登録後次の期間、国内の独立リーグと選手契約を締結することはできません。

①大学、専修学校及び各種学校を卒業又は中途退学し日本野球連盟に選手登録した者は2年(シーズン)の間、国内の独立リーグと選手契約を締結することはできません。

②高等学校を卒業又は中途退学した者及び中学校を卒業し日本野球連盟に選手登録した者は3年(シーズン)、ただし卒業または中退後1年(シーズン)以上経過した後に選手登録した者は2年(シーズン)の間、国内の独立リーグと選手契約を締結することはできません。

\*ただし日本学生野球協会所属団体に属していない学生の制限期間は、在学中の登録年数は通算せず、卒業後(中途退学を含む。)の加盟チーム在籍期間となります。なお、このような学生の卒業年次は、前項の規定は適用されません。

③元NPB所属選手で日本野球連盟に選手登録した者は、登録後2年(シーズン)の間、国内の独立リーグと選手契約を締結することはできません。④加盟チームの解散に伴い選手登録を抹消した者及び活動休止期間中の選手については①、②、③は適用されません。⑤ただし、所属チーム代表者が独立リーグとの契約を承認する書面を発行していれば、①及び②、③の定めは適用されません。

## 【日本野球連盟(JABA)の契約制限期間】

・大学、専修学校及び各種学校及び各種学校を卒業または途中退学して、JABAに登録した者：2年(シーズン)

・高等学校・中学校を卒業または途中退学して、JABAに登録した者：3年(シーズン)

・高等学校・中学校を卒業または途中退学後、1年(シーズン)以上経過した後に、JABAに登録した者：2年(シーズン)

・プロ野球経験者 \*国内外のプロ野球組織及び構成球団に関係した者(独立リーグ含む)で、JABAに登録した者：2年(シーズン)

4. JABA加盟チームに登録している競技者が独立リーグの行う入団テストに参加する場合、事前に所属しているチーム代表者の承諾を書面で得なければ、テストに参加できませんので 予めご了承下さい。

※なお、受験者の方の登録等詳細につきましては、所属チーム及び各野球連盟に直接お問い合わせいただき、受験前に必ずご確認ください。

※独立リーグ退団後1年間(翌年度シーズン終了まで)はJABA所属チームに登録できませんので、ご注意ください。

※JABA所属球団から円満退部の書面を未発行のまま、独立リーグへ入団した場合は、独立リーグ退団後にJABA所属球団への登録は認められませんので、ご注意ください。

※独立リーグに選手登録された者は、退団後に全日本大学野球連盟において「元プロ野球選手」との取扱いとなり、同連盟傘下の大学野球選手として登録できませんので、ご注意ください。

5. 独立リーグ等の元プロ野球選手は退団証明書を提出して下さい。(書式は問いません)

6. 当日取材に来たマスコミには、氏名、出身校等の簡単なプロフィールを公開させていただきますのでご了承下さい。